

お知らせ



子育て・教育

親業訓練入門講座

「子育てが楽しくなる」

親業講座よりさらに深く学べる講座です。親業講座を受講していない方ももちろんOKです。3時間の講座を2回受講して完結します。

定員 20人

日時 12月4日(金)・12月11日(金)

午前9時30分～12時30分

場所 成東保健福祉センター 第2保健指導室

講師 齋藤ひとみ氏

(親業訓練インストラクター)

※託児有り 参加費・託児無料

※参加・託児希望の方は生涯学習課までお申し込みください。

申・問 生涯学習課

☎0475(80)1456

第10回山武市生涯学習振興大会開催のお知らせ

今年度は、木山裕策氏を招いてトーク&ライブを開催いたします。病と闘いながら歌手としての夢を諦めきれず、家族の支えがあつて念願のメジャーデビューを果たす。澄み渡る歌声に家族愛を感じ

てみませんか。

日時 11月21日(土) 午後1時受付

開始 午後1時30分開会

場所 成東文化会館のぞくプラザ

記念イベント 木山裕策 トーク

&ライブ「ガンとの闘い 家族

への思い だから歌う HOM

E」

参加費 無料

主催 山武市社会教育委員会

問 生涯学習課

☎0475(80)1451

FAX 0475(80)1400

HP shogaigakushu@city.

sammu.g.jp



暮らし・環境

わが家の耐震相談会

～地震に備えて、わが家の耐震化を～

住まいの耐震性について無料で建築士に相談できます。

日時 11月23日(月・祝)

午前9時30分～午後2時

会場 松尾交流センター1洗心館駐

車場(産業まつり会場内)

対象 昭和56年以前に新築した木

造住宅にお住まいの方

内容 建築士による個別相談(無料)

定員 10組程度(事前予約制)

電話、メールなどでお申し込み

ください(電話は土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)。

締切 11月19日(木)

主催 千葉県(共催 山武市)

協力 千葉県建築士事務所協会

申・問 都市整備課

☎0475(80)1191

✉ toshiseibi@city.sammu.g.jp

都市計画変更案の縦覧

【案の縦覧】

種類 さんむ都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(県決定)

縦覧期間 11月13日(金)～27日(金)

※土・日曜日・祝日を除く午前

8時30分～午後5時15分

縦覧場所 都市整備課

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

【意見書の提出】

変更案に意見のある方は、ご意見、住所、氏名などを記載した書面(意見書)を、都市整備課(〒2

89-1392 山武市殿台29

6)へ郵送または持参してください(意見書様式は都市整備課にあり

ります)。

意見書を提出できる方

市内に住所がある方(法人を含

む)及び利害関係がある方

提出期間 11月13日(金)～27日(金)

※郵送は、27日(金)消印有効

意見書の取り扱い 都市計画の決定を行う際は、千葉県都市計画審議会の議を経ることになってい

ます。提出された意見については、その要旨を審議の判断資料の一つとして、審議会に提出します。

問 山武市都市整備課

☎0475(80)1191

千葉県県土整備部都市整備局

都市計画課

☎043(223)3376



動物による危害防止 対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意し、動物による事故や迷惑を防止しましょう。



●人が犬にかまれる事故が、平成26年度は県内で145件発生しました。

・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせることが必要です。

・犬は来訪者の届かない場所につきまじましょう。門や玄関から飛び出さないよう注意してください。

●犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

●猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫

を守るができます。

●犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です（91日齢未満の犬猫を除く）。

●一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

●ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、動物病院で「マイクロチップ」を装着するなどして、飼い主がわかるようにしましょう。

●動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。

●動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

☎ 千葉県動物愛護センター
0476(93)5711

☎ 0475(54)0611
千葉県動物愛護センター

☎ 0475(54)0611
千葉県動物愛護センター

☎ 0475(54)0611
千葉県動物愛護センター

ごみゼロ運動にご協力を

実施日 11月15日(日) 午前8～11時(雨天決行)

場所 市内の道路沿い

収集方法 市から配布したごみ袋に、紙くず・カン・ビンなどを集めてください。

※粗大ごみは対象外です。発見した場合は、環境保全課までご連絡ください。

☎ 0475(80)1161
環境保全課

林野火災にご注意を!

秋から冬にかけては林野火災が全国各地で多発する時期となります。次のことに注意して、火災を未然に防ぎましょう。



●火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する

●火入れを行う際、市町村長の許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとる

●たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てをしない

「火入れ」とは、土地を肥やすため山野の枯れ草や雑木などを焼くことを言います。

☎ 0475(80)1213
農林水産課

狩猟期間が始まります

11月15日(日)から平成28年2月15日(月)までの3カ月間は狩猟が解禁となります。ハンターの方々には法令を遵守し、事故等を起こさないように十分注意するようお願いしています。

山林・原野に立ち入る際は、ハンターが認識しやすいように、赤、オレンジ等の目立つ色彩の服装の着用や、

ボリュウムをあげたラジオを携帯するなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

☎ 0475(55)3862
千葉県山武地域振興事務所

☎ 0475(55)3862
千葉県山武地域振興事務所

お知らせ

結婚相談会を開催します

山武市結婚相談連絡会では、結婚を希望する市内在住の独身男性または独身女性を対象として結婚相談会を開催します。結婚相談員が相談を受け付けますのでご利用ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

また、結婚相談連絡会に利用者登録すると、婚活イベント等の情報提供や結婚相談を継続的に受けることができます。

日時 11月29日(日) 午後1時30分
午後3時

場所 山武市役所 第1会議室

会場 山武市結婚相談連絡会事務局
わがまち活性課

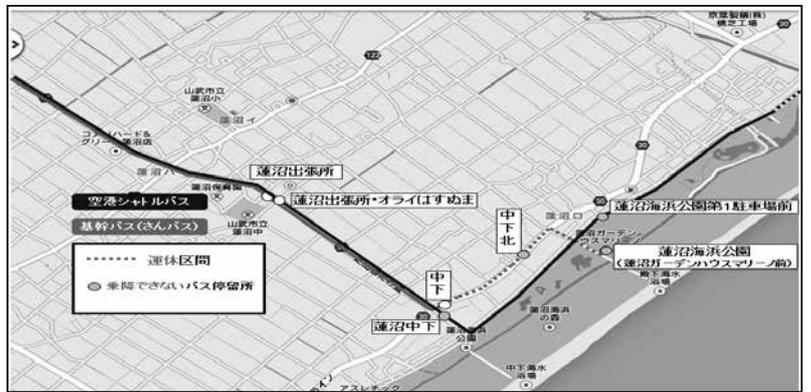
☎0475(80)1202

路線バス区間運休および基幹バス停名称の変更

11月29日(日)に第10回さんむロードレース大会が開催されるため、路線バスについて運休および乗降規制が発生しますので、ご利用の際はご注意ください。

○山武市基幹バス(さんバス)の区間運休

【運休および通過となる区間】



午前9時から正午までの間、『中下北』および『蓮沼海浜公園』はご利用になれません。『中下』までの折り返し運転となります。

○空港シャトルバス一部運行区間の乗降規制

午前8時50分から正午までの間、『蓮沼中下』および『蓮沼海浜公園第1駐車場』では乗降できません。

○基幹バス停名称の変更

11月1日(日)より「松尾ふれあい館」バス停の名称が「松尾交流セン

ター洗心館」へ変更となります。なお、ダイヤの改正はありません。

☎0475(80)1131

Jアラートによる 情報伝達訓練

津波や武力攻撃等の災害時に、Jアラート(全国瞬時警報システム)により国から伝達される緊急情報を、防災行政無線の放送等により確実に市民の皆さんへお伝えできるよう、全国一斉に情報伝達訓練を実施します。

なお、情報伝達訓練では、防災行政無線(屋外スピーカー・戸別受信機)の放送および山武市安心安全メールを配信します。

訓練日時 11月25日(水) 午前11時
防災行政無線放送内容

- ・上りチャイム
- ・「これは、テストです」×3回
- ・「こちらは防災さんむです」
- ・下りチャイム

※山武市安心安全メールは、「防災・国民保護情報」の受信を選択されている方を対象に配信します。

☎0475(80)1116

「無防備な心」に 火災が かくれんぼ

11月9日から15日までの一週間、秋季全国火災予防運動を実施します。

これからは、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えます。火災から大切な命と財産を守るため「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を実践しましょう。

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対やめる。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

☎0475(80)1119



住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅防火対策のひとつとして、住宅用火災警報器の設置は重要です。住宅用火災警報器は火災の煙や熱をいち早く感知して、音声などで火災の発生を知らせ、早期の避難を促します。

設置場所

寝室・階段・台所の天井または壁の高所に設置します。

購入先

ホームセンター、電気店などで購入できます。



取付方法

電池式の火災警報器はネジやピンにより簡単に取り付けることができます。

既に設置してある場合は、点検ボタンを押すなどして機能の点検をしましょう（最大10年を目安に火災警報器を交換することをおすすめします）。

山武郡市広域行政組合消防本部 予防課 予防係

☎ 0475(52)8754

交通災害共済随時申込受付中

加入できる方 市内に住んでいる方とその扶養者です。

共済期間 加入受付日の翌日から平成28年8月31日まで

年会費 加入月によって異なります。

加入申込日

会費の額

27年11月 600円

12月 500円

28年1月 500円

2月 400円

3月 300円

4月 300円

5月 200円

6月 200円

7月 100円

8月 100円

対象となる事故 車両（自動車、オートバイなど）の交通事故で

交通事故証明書（原則として人身事故扱い）が発行されたもの。

共済見舞金

死亡：150万円

障害：2万～50万円（医療機関受診日数により決定）

身体障害（1級または2級）障害

見舞金のほかに50万円

申・問 市民課または各出張所

☎ 0475(80)1271

全国一斉「女性の人權ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカー等の女性をめぐる各種の人權問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中、全国一斉に人權擁護委員が「女性の人權ホットライン」を通じて、相談に応じることになりました。

千葉県女性の人權ホットラインでは、次のとおり相談に応じますので、お電話ください。

日時 11月16日(月)～20日(金) 午前8時30分～午後7時

11月21日(土)、22日(日) 午前10時～午後5時



対応者 千葉県人權擁護委員連合会 女性人權擁護委員

千葉県地方務局人權擁護課職員

女性の人權ホットライン

☎ 0570(070)810

地域安全ニュース

狩猟に伴う事件・事故を防止しましょう

狩猟が解禁となります。

県内の狩

猟期間は、11月15日(日)から平成28年2月15日(月)までの3カ月間です。

昨年の狩猟期間を見ますと、県内での狩猟による人身事故はありませんでした。全国ではイノシシ

猟中、銀杏拾いをしていた男性をイノシシと間違え、発砲して死亡

させるなど狩猟による人身事故が発生しました。

狩猟者の皆さんは、「許可を受けて狩銃を所持している」という

社会的責任を忘れることなく、法令やマナーを遵守して、事件・事故の防止に努めましょう。

また、禁猟区で発砲音を聞いた

り、猟銃の所持者が危険な行為をしているところを目撃した場合は、山武警察署まで通報をお願いします。

山武警察署

☎ 0475(82)0110



お知らせ

事業・不動産所得のある皆さまへ
始めませんか「青色申告」

青色申告の特典（主なもの）

- ① 青色申告特別控除
- ② 青色事業専従者給与の必要経費算入
- ③ 純損失の繰越と繰戻し

青色申告の手続

「青色申告承認申請書」を、青色申告をしようとする年の3月15日まで（新たに事業を始めた方は開業した日から2カ月以内）に税務署へ提出してください。

決算説明会の開催

税務署では、確定申告に向けて、収支内訳書または青色決算書の書き方と消費税の計算方法などについての説明会を開催します。

期日・場所 12月3日(木) 山武市役所3階大会議室

時間 12月4日(金) 東金市中央公民館
午前10時～正午（筆記用具をお持ちください）

☎ 東金税務署 個人課税部門

☎ 0475(52)3121

平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します

特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務がある事業主が、従業員（パート、アルバイトを含む）に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引きし、市町村に納入する制度です。特別徴収は、法律で義務付けられています。従業員の方にとっても、1回当たりの納付額が少なくなるほか、金融機関で納付する必要がないので納め忘れがなくなるなど、大変便利です。事業主の皆さん特別徴収の準備をお願いします

県および県内全市町村では、一定の例外を除き、原則全ての事業主に平成28年度から個人住民税の特別徴収（給与天引き）を実施していただきます。特別徴収を実施していない事業主には、11月末までに各市町村から指定予告通知書を発送しますので、ご準備をお願いします。

☎ 千葉県税務課

☎ 043(223)3098

☎ 千葉県市町村課

☎ 043(223)2133

☎ 課税課

☎ 0475(80)1281

消費者情報

長期間使用している家電の発火に注意！

- ・家電製品等は長期間の使用や保有による経年劣化で、発煙や発火などの危険な状態が起きることがあります。不具合が発生したら、使用をやめてコンセントから電源プラグを抜き、販売店やメーカーに相談しましょう。
- ・同じ製品でも、使用状況や環境により劣化が早く進む場合があります。電源コードや家電製品のまわりは、こまめに掃除して自分でもチェックしましょう。
- ・困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。家族や周囲の方も相談することができます。



◆山武市消費生活センター◆

日時 平日 午前9時～正午
午後1時～4時30分（祝日を除く）

場所 山武市役所 ☎0475(82)8452

改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」が平成28年4月から施行されます。

障害者差別禁止指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用に関して障害者であることを理由とする差別を禁止することなどを定めています。

合理的配慮指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすることなどを定めています。

くわしくは厚生労働省のホームページをご覧ください。ただくか、最寄りのハローワークにお尋ねください。

☎ ハローワーク千葉

（千葉公共職業安定所安定所） 専門援助部門

☎043(242)1181 43#

HP <http://www.mhlw.go.jp/>

